

1 本校の教育方針

本校は、自然を中心とした学びの場で、様々な体験活動を通して、たくましく生きる力を培い、自信と勇気をもって兵庫の未来を拓く、こころ豊かな青少年を育成することをめざしている。そのために、全ての生徒が安全かつ安心して学校生活を送る環境をつくり、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、①「いじめ（ネット上のトラブルを含む 以下、同じ）」に対するスタッフの共通認識の構築、②「いじめ」の未然防止早期発見・早期対応のための体制づくり、③保護者との連携、④「いじめ」解消後の再発防止未然防止活動の推進などへ組織的に取り組んでいく。これらの取組を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

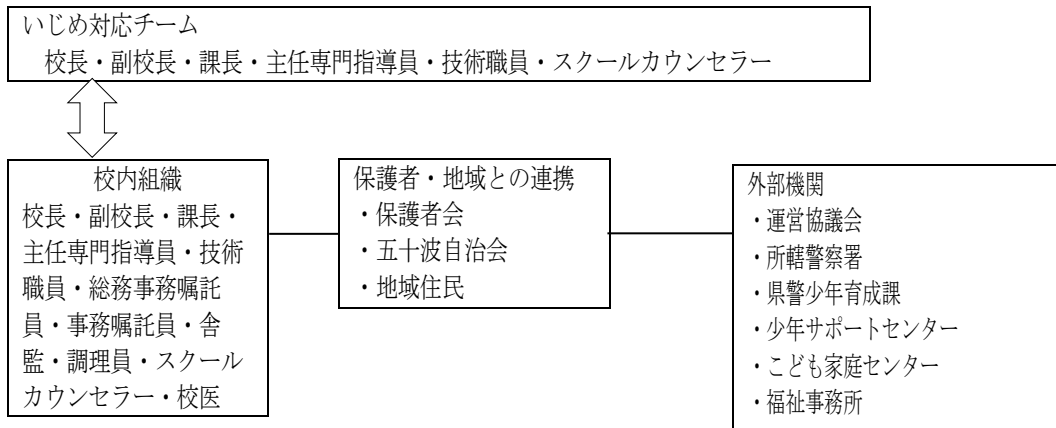
2 基本的方向

本校は、平成5年に県立山の学校として創立され、これまでの学校の枠にとらわれない新しい学びの場として豊かな自然環境の中で、共同生活や体験実習を通して、こころ豊かな人間形成を進めながら、林業や緑化にかかる基礎的な知識・技能の習得を目指している。また、生徒一人ひとりの心に「元気・やる気・自信・笑顔」を育んでいる。「いじめ問題」については、全てのスタッフが「いじめ問題」には様々な特質があるという認識をもち、生徒相互間の心温まる触れ合いを通して心のきずなを深め、思いやりのある温かい人間関係を育み、「いじめを生まない土壌づくり」に向けて、以下の指導体制を構築し、「いじめ」を許さない学校づくりに取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む本校のスタッフ、外部招聘の講師、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を下記に定める。



(2) 本校におけるいじめ防止等のための目標

本校ではいじめ防止等のための目標を以下の通り設定し、それに関わる取組を徹底していくことで、いじめの未然防止や早期発見につなげていく。

- ① 未然防止のための取組に努め、いじめを生まない教育活動の推進を図る。
- ② いじめの兆候を見逃さない早期発見体制の整備を図る。
- ③ 発見したいじめに対する早期発見を図る。
- ④ 学校、家庭（保護者）、学校周辺の地域住民、その他の関係者などの連携を図り、組織的な対応によりいじめ問題の克服に努める。
- ⑤ 職員研修の充実を図る。

(3) 未然防止及び早期発見に向けた取組

いじめは、「いつ、どこでも起こり得る」という認識を全てのスタッフが持ち、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、日々の教育活動において生徒の小さな変化を察知しいじめを見逃さず、常にスタッフの連携を図る。

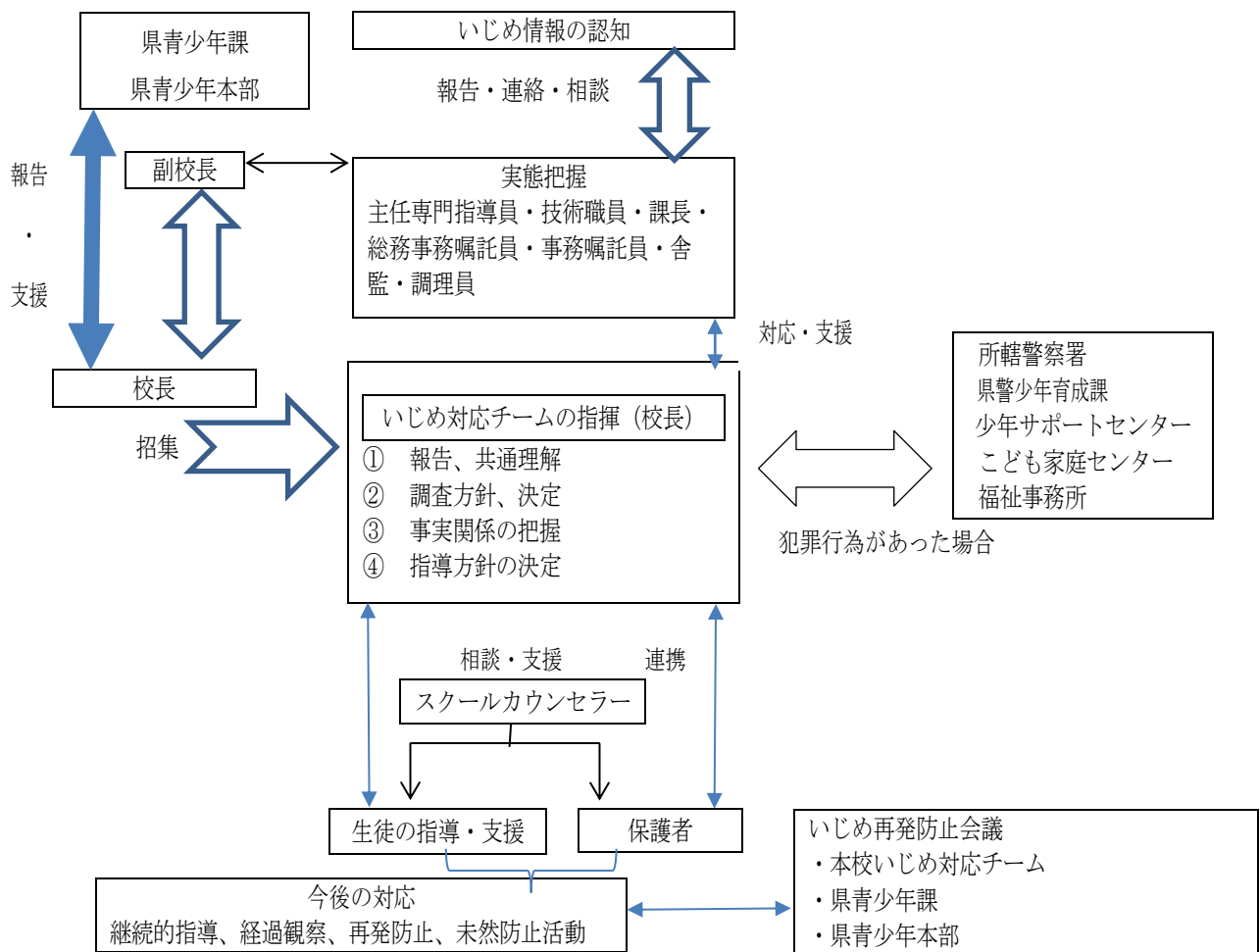
- ① 学習記録プリントの活用
全生徒に一日の活動の様子を振り返る「学習記録プリント」を夜のミーティングで舎監が配布、記入させ、いじめの兆候に気を配る。
- ② 個別相談の実施
毎日、生徒の様子を朝の打合せ等で情報共有し、必要に応じて個別指導・支援を行う。
毎月、一対一の面談を実施し、スタッフが生徒一人ひとりの日頃の学校生活や悩み事などを聞く。
- ③ カウンセリングの実施
ア スクールカウンセラーを配置し、多角的に生徒の状況を把握し、早い段階でのいじめの兆候の把握に努める。
イ 毎月、カウンセリングを実施し、スタッフ等に相談しにくい内容にも踏み込んだケアを行う。
ウ 生徒の状況に応じて、個別カウンセリングと集団ワークショップを実施し、自己や他者への理解を深め、いじめの未然防止に努める。
- ④ 保護者との連携
帰省等で保護者に連絡する際、必要に応じて情報共有する。
各学期に実施する懇談会等で、いじめの有無や寮での友人関係などを聞き取る。
- ⑤ 外部講師の招聘
生徒の自尊感情を育み、命の大切さを実感させるプログラムを実施する。また、ネットトラブルや青少年犯罪に関する専門家を招聘し、対人関係について学ばせる。

(4) いじめ発生時の組織的対応

いじめの情報を認知した場合は、迅速にいじめの解消に向けた組織的対応を下記に定める。

[留意点]

- ① いじめに関係する生徒の事実確認は、被害者やいじめを知らせた生徒等に十分配慮し複数のスタッフで対応する。
- ② 状況に応じて、全生徒を対象としたアンケートを実施する。
- ③ 加害者、被害者双方の保護者に、適宜、複数のスタッフで直接丁寧に説明を行い、今後の学校の対処方針を伝え協力を求める。
- ④ スタッフ間の共通理解を図り、1人のスタッフが問題を抱え込まないようにする。



(5) 重大事態への対応

① 重大事態とは

「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査し校長が判断する。

② 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、県青少年課・県青少年本部に報告する。校長の指揮のもと、学校が主体となつて、いじめ対応チームに外部の専門家等を加え、連携・協力して組織的に事態の解決に当たる。

(6) その他の事項

いじめ防止等については、保護者・地域とともに取り組む必要があるため、策定した方針については、本校ホームページなどで公開するとともに、保護者会、懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。また、いじめ防止等の指導體制・組織的対応が効果的に機能しているかについて「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒・保護者・地域等の意見を取り入れるように留意する。

いじめ未然防止等年間指導計画

月	職員会議、懇談会等	未然防止に向けた取組 早期発見に向けた取組	
		4月	
5月			
6月	いじめ対応チーム会議 (指導方針・計画作成)	基本方針	オリエンテーション
		寮生活の規則	個別相談・カウンセリング(毎月)
		寮部屋割りの工夫	学習記録プリントの活用(毎日)
			学級活動の充実
			生徒へのアンケート①
7月		校外宿泊行事(仲間づくり)	個別相談
8月	保護者会・ 三者懇談 職員研修	入学前の学校等との情報交換	登校日での声掛け・生徒観察
		夏休みの暮らし点検	保護者への聞き取り 個別相談
9月		就業体験事業①	個別相談
10月	ボランティア研修旅行		生徒アンケート②
			個別相談
11月	山楽祭	芸術体験事業(演劇鑑賞)	個別相談
		就業体験事業②	
12月	保護者会 三者懇談		保護者への聞き取り
			個別相談
1月		冬休みの暮らし点検	個別相談
2月			生徒アンケート③
			個別相談
3月	いじめ対応チーム会議 (本年度の取組の検証)	学級活動(修了に向けて)	

※別途計画参照(個別相談、カウンセリング)